

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 3 月

評価対象（事業名）	作業環境測定士試験合格者等に対する講習の業務	
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局安全衛生部労働衛生課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	2	労働者の安全と健康の確保を図ること
	III	労働衛生対策の推進を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>作業環境測定法では、労働者の安全と健康を確保するため、一定の有害な業務を行う事業場について適正な作業環境を確保するため作業環境測定を実施することを業とする作業環境測定士について規定している。当該資格を取得するためには、作業環境測定士試験に合格し講習を受けなければならない。当該講習の実施に当たっては、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた（社）日本作業環境測定協会他 4 法人が業務を代行している。</p> <p><参考> 作業環境測定法第 5 条、同法第 3 2 条</p>
関連公益法人名
（社）日本作業環境測定協会他 4 法人

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>作業環境測定法では、作業環境測定士は、一定の有害な業務を行う事業場について適正な作業環境を確保するため作業環境測定を行うこととしている。この場合、作業環境測定が不適切であると事業場における作業環境管理に望ましくない結果を生じさせかねない。このため、作業環境測定士には、デザイン、サンプリング及び分析を行うだけの高度な専門知識・経験が求められ、国家試験及びその後の講習によってその能力を担保する必要がある。</p> <p>また、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 1 4 年 3 月 2 9 日閣議決定）を受けて、労働安全衛生法第 4 6 条等で登録基準を明確化し、登録要件に該当する機関において適切且つ効率的な講習を行っている。</p> <p><参考> 全登録講習機関の講習受講者数</p>

平成16年度	2317人
平成15年度	2350人
平成14年度	1968人

評価結果（事務・事業の必要性）

上記のとおり、労働者の安全と健康を確保するため、引き続き、作業環境測定士に対する講習を実施することによりその資質を確保することは必要であるとともに、登録講習機関が講習を実施することで、制度の円滑な運用を図っていく。

3. 特記事項

なし。